

月の満ち欠け

5/18 (土)	上弦
5/25 (土)	満月
6/1 (土)	下弦
6/9 (日)	新月

ある調査に拠りますと、死亡事故に関して新月、満月の時期に集中しているという。私の長年の代理店経験でも、明らかに自動車事故は新月、満月の日に多いのです。いつにも増して安全運転を。

事故対策 ワンポイントアドバイス
元満 尚人

自動車ドライバーのヒューマン・エラー「不注意」交通事故の示談の際に双方の不注意が一つの争点になります。

国語辞典で「不注意」とは「注意が足りないこと」と書いてあります。心理学辞典で「注意する」とは「人間が意識的にあることがらに意識の焦点を向けること」と定義されていますが、「不注意」についての定義は見当たらず、「注意が足りないこと」で説明がつくようです。心理学の立場から研究した先生は、「不注意」について、【多くの場合、不注意は、人間が故意に不注意になるのではなくて自然法則的に不注意という現象がおこるべきであり、何人も、故意にケガをするものはないだろう。人間が意識して不注意になるということは、原理的にできないことがらである。したがって不注意は原因ではなくて、むしろ結果であり、そういう不注意の発生する条件の方の研究や排除ということを考えないで「注意によって災害を防止する」という考え方は、いかにも非科学的な精神主義的な安全管理である。】と論じています。交通ルールによる信頼の原則に基づき運転を行います。交通事故では、不注意であるからこそ過失があるとして責任割合を争うのですが、相手がルールに従わずに発生する故意に近い部分とはそろそろ区別した解決方法を検討して頂きたい。社会的責任を追究する法律の整備がなされないと、合理性と早期解決のみを考慮した現状の片面的過失割合の基準に対し事故対応する立場として矛盾を覚えます。

立ち読み・ななめ読み

★海賊と呼ばれた男

著者：百田尚樹 1,680円

出版：講談社

主人公は出光創業者出光佐三氏。出光氏の信念は「人を信じ、世の為になる仕事をする」同氏の破天荒な生き方、先見性、考え方に久しぶりに勇気もらった。明るい未来を予見させてくれる一冊。(上下2巻)

★入社1年目の教科書

著者：岩瀬大輔 1,500円

出版：ダイヤモンド社

著者は、ライフネット生命保険・代表取締役副社長(37歳)学生が社会人になるに当たっての心構えとか、具体的な行動、考え方についての先輩の言葉。ビジネスマンの仕事の方法論を学ぶためにも気付きのある本だと感じました。

スタッフの声 八尋 千恵

紫外線が気になる季節がやってきました。日差しが強い日は「日焼け」や「シミ」対策を考えてしまいます。避けたいと思う紫外線ですが、殺菌や除菌効果が有り、お布団の日干しには役立っているそうです。(フカフカにもなりますよね)太陽が放つ紫外線からは、恩恵も受けているのですね。

出会い感動

月に始まり月に終わる

久しぶりに故郷(山口)へ帰った。幼い頃育った小学校の校舎は映画のセットとしても良い程の150年近く経った年代物。当時大きく見えたグラウンドも今見てみると、とても小さく感じる。

田舎の水田は段々畑でこの辺ではあまり見かけない。たまには自分を育ててくれた学び舎や、風景を訪ねるのも良いと感じた。

夜は冷え込み、付近に明かりが無いので福岡よりも夜が早くやってくる。その夜空に月の姿を見た。子供の頃に夜空に興味を持つ対象はまず明るく輝く月からだ。月は夜毎にその姿を変え、夜空で唯一肉眼でその大きさがわかる天文だ。

私達のような仕事をしていると、事務所の朝は早く、夜は遅い、まさに「月に始まり月に終わる」という言葉がぴったりだ。昼間の忙しさと違い朝夕は月を眺める余裕がある。ゆったりと春の朧月(おぼろつき)を味わい、赤い月を夏に感じ、中秋の名月を愛で、そして天心に輝く冬の寒月を眺める。田舎の夜空を眺めながら都会の慌ただしさの中では味わえない経験をした一日だった。

新しい仲間

事務所に新しい仲間が増えました。一人はフロントオフィスに仲間入り、一人は不二越、初誕生の損害サービス部の仲間です。

普段、皆様との間で、事務所へ様々なお問合わせにご対応させて頂き会話を支える仕事がフロントオフィスです。私達はコンシェルジュスタッフと呼び、保険に限らず色々な問題を相談解決に向けて一緒に取り組んでいく部署です。これからも、ご相談メニューを充実させていきますので、ホームページをご覧ください。

さて今年が目玉は先程も触れましたが、不二越初の損害サービス部の新設です。これまで、皆様との窓口をさせて頂いております営業が、事故処理に当たっておりましたが、この度、その業務を独立させ、保険会社とお客様の間をしっかりと結びつけ事故を分析し、迅速解決に向けて全力を尽くす事を目的として開設させて頂きました。私達の取り扱う保険商品は、万一の際に、最大限の力を発揮させる事をお客様とお約束させて頂きます。お客様が事故に遇われた時、物理的、経済的に大きなご負担になるだけでなく、心理的にも大きなご負担になる事が少なくありません。不二越では事故に向き合うことに加えてお客様の心にも向き合う事で、満足度の高い損害サービスをご提供させて頂きます。

不二越の3つのお約束「損害サービス事業部」「コンセルジュサービス」「不二越オーナーズデスク」をどうぞ堪能頂き、今後ともご指導ご鞭撻賜ります様、新生不二越を宜しくお願い申し上げます

Topics 有期労働契約が、無期に転換！？(改正労働契約法) 特定社会保険労務士 有光 北斗

本年4月に施行された改正労働契約法の概要は以下のようになっています。改正のポイントは、有期労働契約で働く方々が安心して働き続けることができる社会を実現するというものとなっています。

(1) 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

有期労働契約(企業によって、言い方は異なりますが、一般的に「契約社員」や「(有期)パートタイマー」と言われています)が5年(※1)を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換(※2)させる仕組みを導入することとなりました(このとき、原則として、6ヶ月以上の空白期間がある場合は、前の契約期間を通算しないこととされています)。また、別段の定めがない限り(※3)、無期労働契約に転換した場合には従前と同一の労働条件とするとされています。

※1・・・5年のカウントは、平成25年4月以後に開始する有期労働契約から数えます。

施行日前に既に開始している有期労働契約については、5年のカウントに含めません。

※2・・・転換：申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立します。無期に転換されるのは、申込時の有期労働契約が終了する翌日からです。

※3・・・職務内容、勤務地、賃金、労働時間などの労働条件は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約内容と同一となります。別段の定めをすることにより変更可能です。

(2) 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき合理的期待が認められる場合であって、雇止め客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたことみなす「雇止め法理(判例法理)」が法定化されました。

(3) 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期労働契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期労働契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとされました。労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、

- ① 職務の内容(業務の内容および当該業務に伴う責任の程度)
- ② 当該職務の内容および配置の変更の範囲
- ③ その他の事情

を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されることとなっています。とりわけ、通勤手当や安全管理などについて労働条件を相違させることは、上記①～③を考慮して、特段の理由がない限り、合理的とは認められないと解されるようです。